

子育て支援、低所得世帯の国保料軽減、「国民皆保険制度」にふさわしい国民健康保険制度とするための陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 89 号

受理年月日 平成 29 年 3 月 3 日

付託年月日 平成 29 年 3 月 24 日

陳情者
.

陳情原文 1961年にすべての自治体が国民健康保険事業をスタートさせ、「国民皆保険」が実質的にスタートしました。国保法の第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と書かれています。国民健康保険が社会保障であると明確に位置付けられています。

2017年度の国保料は、大幅引き上げとなっています。40代夫婦と子ども2人の4人世帯で、給与収入が400万円のサンプル世帯で試算すると医療分と支援分だけで年間負担額が41万7,719円と2016年度よりも2万6,015円も増加しています。介護分を除いても年間所得の15.7%にもなります。子ども国保料(均等割)もこの世帯の場合9万9,000円にも上り、「子育て支援」に逆行していると言わざるを得ません。

払いたくても払えない高すぎる国保料を軽減するために法第44条「一部負担金減免」、第77条「保険料減免」を活用し、区として独自の施策を行い、国民健康保険を「国民皆保険」にふさわしい制度とするために以下の内容について強く要請します。

記

- 1 一般会計からの繰り入れをこれまで以上に増やし、国民健康保険料を引き下げ、払える保険料にしてください。
- 2 国民健康保険法第44条(一部負担金減免制度)を、実際に使える制度とするため、多子、母子世帯、障害者、低所得世帯、複数の病気を抱える患者など適用条件を拡充してください。
- 3 国民健康保険法第77条(保険料減免制度)を、多子、母子家庭、障害者、低所得世帯、病気など困難を抱える世帯、住民税非課税世帯を救済する制度としてください。
- 4 「旧ただし書き所得」から「人的控除」(配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)に匹敵する控除を独自に設けてください。